主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人A、同Bの負担とする。

理 由

被告人Cの弁護人宍道進の上告趣意について。

「塩酸ヂアセチルモルヒネ」を俗に「ヘロイン」というか、あるいは所論のように「塩酸ヘロイン」というのが正しいか、その呼称の点はしばらくおき、第一審判決が被告人Cに関する「塩酸モルヒネ」及び「塩酸ヂアセチルモルヒネ」各売渡の事案認定に供したD、A、E、F、G及びH各作成の買受上申書(記録三七丁ないし四三丁)に記載せられた「ヘロイン」又は「塩酸ヘロイン」が、いずれも本件の「塩酸ヂアセチルモルヒネ」を指すことは記録上疑いのないところである。されば右各買受上申書が被告人Cの自白を優に補強するに足ること、原判決が説明しているとおりであるから所論違憲の主張は(論旨に憲法二七条三項とあるのは同法三八条三項の誤記と認める)その前提を欠き理由のないものといわなければならない。

被告人A、同Bの弁護人小西伝七の上告趣意は量刑不当の主張であつて刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、(なお被告人A、同Bに対し同一八一条 を適用する)により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年六月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重

 裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎